



smart
wellness
DATE

伊達市第2次健幸都市基本構想・基本計画



令和5年3月

伊達市

伊達市 健幸都市宣言



この世に生まれ 子どもを育て そして年老いていく 私たちの人生
その人生を 心豊かに 安心して暮らせること
それが 私たち みんなの願いです



そうした^{しあわせ みなもと}幸福の源は 健康です

健康は 市民一人ひとりの取り組みによる果実であり
歩くことを基本とする たゆまぬ努力によるものです
そして その健康という果実は
これからの社会を支える 大きな力となります



私たちは 歩くことが生活の基本であったことを
いつの間にか忘れてしまいました



車社会の便利さに浸りきった生活から
風を感じ 季節を感じながら
歩いて暮らすまちに 戻りましょう

そこには 人との出会いがあり 絆が生まれ
そこに住むことで 健康になれるまち
そういうまち 健幸都市に^{ふるさと}故郷を変えたい



私たちは これからの高齢社会に向って
誰もが健康で 安心して暮らせるまちの建設を目指し
ここに 「健幸都市」を宣言します



伊達市健幸都市宣言大会
平成23年11月3日

目 次

伊達市第2次健幸都市基本構想

第1章 構想の策定にあたって

1 健幸都市 伊達市		1
2 伊達市健幸都市基本構想とは		1

第2章 策定の背景

1 社会環境の変化と課題		2
2 これまでの取組		4

第3章 健幸都市の実現に向けて

1 基本理念		6
2 健幸都市の将来像		7

第4章 基本方針

1 健康づくり ～いつまでも元気に歩けるからだづくり～		9
2 暮らしづくり ～自然と歩きたくなるまちづくり～		10
3 ひとづくり ～歩いて健幸になる意識づくり～		11

伊達市第2次健幸都市基本計画

第1章 計画の策定にあたって

1 伊達市健幸都市基本計画とは	13
2 計画の位置づけ	13
3 計画期間	13
4 施策の体系	14

第2章 健幸都市実現に向けた取組

1 健康づくり ～いつまでも元気に歩けるからだづくり～	15
2 暮らしづくり ～自然と歩きたくなるまちづくり～	24
3 ひとづくり ～歩いて健幸になる意識づくり～	32

第3章 計画の推進

1 推進体制	40
2 計画の進捗管理・評価	41

資料編

1 策定の体制と経過	42
2 用語の説明	45
3 伊達市健幸都市基本条例	52



伊達市第2次健幸都市基本構想

第1章 構想の策定にあたって

1 健幸都市 伊達市

「健幸」とは、市民一人ひとりが健康かつ生きがいを持ち、安全・安心で豊かな生活を営むことを指します。

豊かな自然や特色ある歴史・文化、多様な地域資源等、本市ならではの特性を活かすとともに、「健幸」をまちづくりの中核に位置づけ、“幸せの源は健康であり、健康の基本は歩くこと”という健幸都市宣言のもと、健幸になれるまちづくりを進めています。

2 伊達市健幸都市基本構想とは

伊達市第2次健幸都市基本構想は、「伊達市第3次総合計画」における将来像「人と緑と歴史が結び合う ひかり輝く田園空間・伊達市」を踏まえ、本市が目指す「健幸都市 伊達市」の10年後の将来像と、それを実現するための理念や計画の方針等を示すものです。



第2章 策定の背景

加速する少子高齢化と人口減少に対応するため、社会環境の変化と課題、これまでの健幸なまちづくりに向けた取組等を反映し、「伊達市第2次健幸都市基本構想」を策定します。

1 社会環境の変化と課題

(1) 高齢社会・人口減少社会の急速な進行

本市の総人口は、令和2年の国勢調査によると、この10年間に約7,800人減少している一方で、65歳以上の高齢者は約2,500人増加し、高齢化率は8%上昇、36.2%に達しており、少子高齢化が進行しています。

少子高齢社会では、元気な高齢者も社会を支える力となります。今後一層進行していく少子高齢化とそれに伴う人口構造の変化に対応するため、市民一人ひとりが日頃から健康づくりに取り組むとともに、その取組を後押しする環境づくりが必要です。

(2) 家族形態の多様化

本市の1世帯当たりの人員は、令和2年の国勢調査によると、この10年間で3.1人から2.7人に減少しており、核家族化に加え、夫婦のみの世帯や単身世帯が増加しています。世帯の小規模化に伴い、高齢者のみの世帯の増加や家庭機能の低下等の想定される課題に対応するため、自身の健康を維持する取組や地域で支え合う仕組みづくりが必要です。

(3) 地域コミュニティの弱体化

人口減少や家族形態の変化、価値観の多様化を背景に、地域連帯意識の希薄化やコミュニティの弱体化が進んでいます。こうした中、令和元年東日本台風や福島県沖地震など度重なる自然災害により、地域のつながりなど地域コミュニティの重要性が再認識されています。

地域の力を高め、共に支え合いながらコミュニティ機能を維持・強化していくことが必要です。

(4) 公共交通の必要性の増大

人口減少により、公共交通の利用減少とそれに基づく運行回数の減少を招く等の影響が予想されます。一方で、高齢化により自家用車を運転できない高齢者等の外出手段の確保や交流によるにぎわい創出の手段として、地域交通の必要性は増大しています。

このような状況を踏まえ、市民生活を支え地域の活性化につながる、多様な市民ニーズに応じた交通手段の充実が求められています。

(5) 医療・介護費の増大

本市の一人当たりの医療・介護費の10年間の推移をみると、医療給付費は15.1%増加、介護給付費は10.6%増加しています。また、介護認定者は17.2%増加しています。

今後、超高齢社会が進行する中で、医療・介護費の増加抑制や健康寿命を延伸するための健康づくりに取り組む市民を増やすことが重要です。

(6) 健康の重要性のさらなる拡大

新型コロナウイルス感染症の流行による外出自粛により社会活動は大きく制限されました。こうした中、感染リスクだけでなく健康2次被害も懸念され、健康の大切さが再認識されました。

健康づくりは自分自身のための取組ですが、健康でいることは社会活動への参加につながり、地域を支える力となります。こうした「健康は地域の活力につながる」という意識の啓発が必要です。

2 これまでの取組

本市は、市民一人ひとりが健康であることが重要であると認識し、平成 24 年 3 月に「伊達市健幸都市基本構想」、平成 26 年 5 月には「伊達市健幸都市基本計画」を策定し、健幸都市への取組を進めてきました。

健幸都市のモデル地区では、健幸拠点の整備やカラー舗装、イメージハンプ等の歩行環境整備を実施してきました。

また、地域の特性や地域資源を活かし、健康の視点を取り入れた健幸なまちづくりへの取組を地域住民と協働のもと進めました。

この 10 年間の取組を 3 つの基本方針ごとに振り返ります。

(1) 健康づくり

平成26年度から「元気づくり会」をスタートし、健康づくりの場や地域住民の交流の場として、地域住民が主体となった健康づくりを実施してきました。令和 3 年度末には130か所を超える集会所で展開し、歩いて行ける身近な場所で、主体的に運動を継続する市民の増加を目指し、事業を拡充してきました。

また、屋内こども遊び場 4 か所、屋内プールの整備など、東日本大震災後の不安解消や年齢を問わず運動できる環境の整備等により、運動機会の拡充を進めてきました。

(2) 暮らしづくり

歩きたくなるまちを目指し、イメージハンプやカラー舗装など歩行者優先の歩行環境づくりや「健康」や「歩く」をキーワードに地域商店街や関係団体とともにウォーキングイベントやだてマルシェ事業などを実施してきました。

また、中山間地域の中で、人と人、人と地域を繋ぎ、地域づくり活動に向けた地域おこし支援員の配置や高齢者が集まって助け合いながら住む高齢者住宅の整備等に取り組んできました。

さらに、地域の課題解決に向けて地域自治組織の設立を支援し、自分たちの手で築く、地域自治づくりを推進しました。

(3) ひとづくり

健幸意識の醸成や生きがいづくりの取組として、健幸ポイント事業や健幸イベントの開催、小中学生の豊かな心を育む体験等を実施してきました。

健幸ポイント事業は2,000人を超える市民が参加して歩くことを中心とした健康づくりを楽しんでおり、健康づくり・運動への取組み契機と継続を促す仕掛けとして推進しています。

また、小学生の通学合宿や中学生のボランティア体験活動などを通して、子どものころから健康を意識し、生きる力の育成や自立心、責任感を養い、社会的な心の醸成を図ってきました。

【イメージハンプ・カラー舗装】



【健幸イベント】



【だてマルシェ】



【まちなかサロン Yottemi】



【弥平ふるさと館】



第3章 健幸都市の実現に向けて

1 基本理念

「健幸都市 伊達市」実現のため、伊達市第2次健幸都市基本構想における基本理念を伊達市健幸都市基本条例に基づいて次のとおり定めます。

(1)健康が地域の活力となる健幸意識のまち

健康に過ごすことは、本人や家族のみの幸せにとどまらず、コミュニティの維持や地域の活力につながるという健幸意識が育まれたまちをつくれます。

(2)人々が絆で結び合う市民協働のまち

健幸なまちづくりは、市民や地域コミュニティ、事業者等及び市が互いに心を通わせ、絆を深めながら進めていく必要があります。市民が力を合わせ、支え合い助け合うまちをつくれます。

(3)心身の健康が守られる安全・安心なまち

心身ともに健やかな生活を営むため、新型コロナウイルス感染症などの感染症対策や自然災害への備えなどの防災対策を推進し、安全・安心なまちをつくれます。

2 健幸都市の将来像

「豊かな自然の中で

みんなが歩いて健幸になれるまち・伊達市」

健幸都市の将来像は、本市の特性や社会環境の変化と課題、健幸なまちづくりの基本理念を総合的に踏まえ、「健幸都市 伊達市」が目指す10年後の姿を定めるものです。

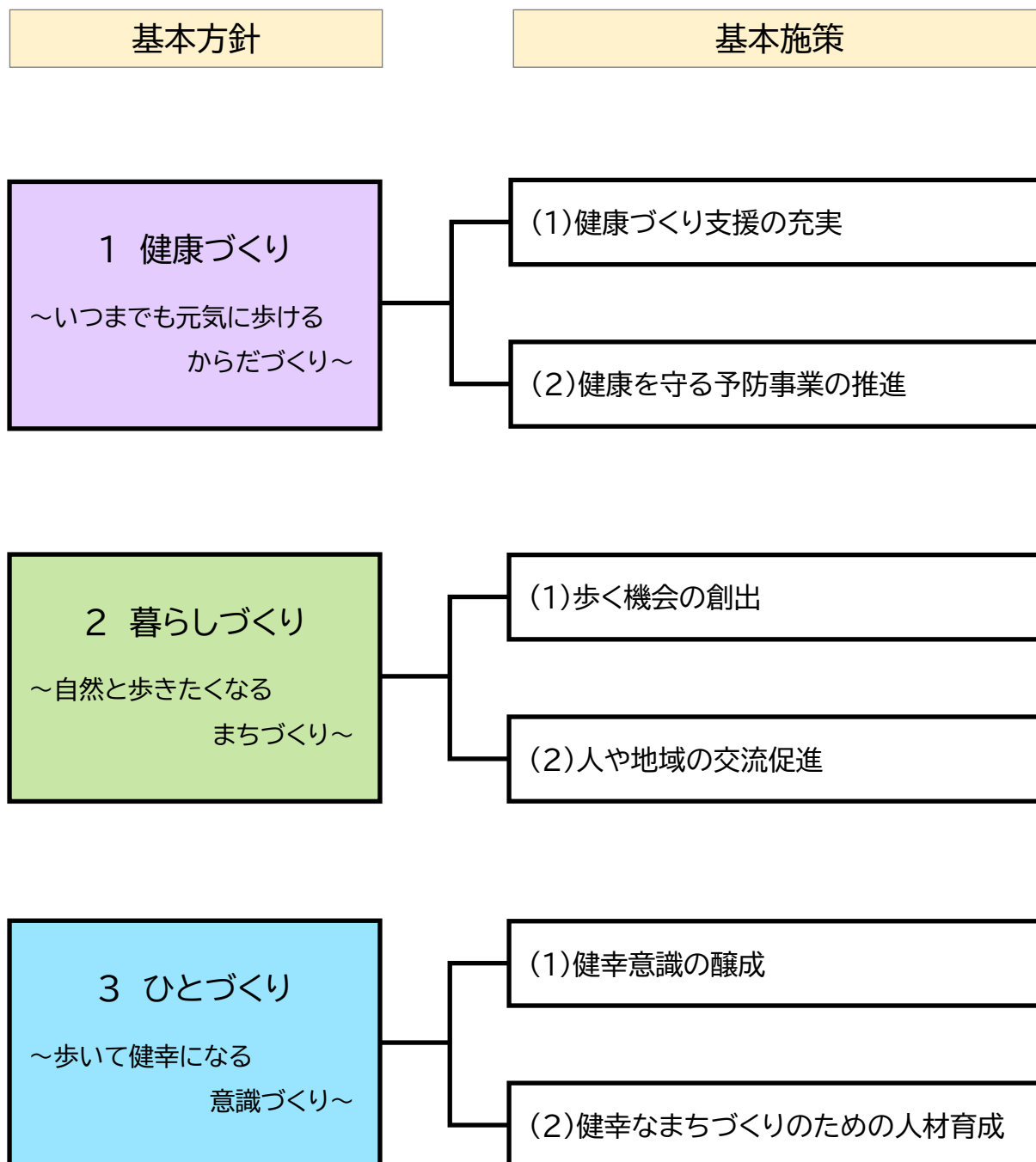
本市は、“幸せの源は健康であり、健康の基本は歩くこと”として、これまで歩くことを基本とした各種事業を推進し、現在、その取組が市民の生活に根付きつつあります。

“歩くこと”すなわち“誰もが安心して外に出ること”で、健康な身体の維持はもとより、季節や自然を感じ、歴史・文化に触れ、それらを大切に思う豊かな心が育まれます。さらに、人と出会い、ふれあうことによって、思いやりのある地域の絆が深められていきます。

健康で心豊かな人や地域の絆が本市いっばいに広がり、笑い声と笑顔があふれるまちとなるよう、これまでの取組をより一層発展させます。子どもも大人も、誰かの支えが必要な人も、全ての人が健やかで幸せに暮らせる「健幸都市 伊達市」の実現に向け、健幸都市の将来像を、「豊かな自然の中で みんなが歩いて健幸になれるまち・伊達市」とします。

第4章 基本方針

健幸都市の将来像「豊かな自然の中で、みんなが歩いて健幸になれるまち・伊達市」実現に向け、伊達市健幸都市基本条例に規定する伊達市第2次健幸都市基本計画を以下の基本方針に基づいて策定し、「歩くこと」を基軸としたまちづくりを推進します。



基本方針1 健康づくり ～いつまでも元気に歩けるからだづくり～

いつまでも元気に歩ける身体を作るため、それぞれの年代に合わせた健康づくり、生活習慣病や認知症等を未然に防ぐ予防事業を推進します。

基本施策(1) 健康づくり支援の充実

自身の健康を守るためには、子どもから大人まで市民一人ひとりの自主的な取組が不可欠です。健幸拠点のほか、交流館や集会所等の身近な施設を活用した「元気づくり会」や事業所への健康づくり機会の提供など、健康づくり活動を促進し、すべての市民が自分に合った健康づくりに取り組める環境を整備します。

また、次世代を担う子どもたちが生涯にわたって健康に過ごすためには妊娠中から親子共々、心身ともに健康に過ごすことが重要です。妊娠中から子育て世帯へ切れ目なく支援する「伊達市版ネウボラ事業」を活用しながら、生涯にわたる健康づくりの基礎が作られるよう支援します。

基本施策(2) 健康を守る予防事業の推進

超高齢社会の中で、いつまでも健幸な生活を送るためには、病気を予防するための生活習慣の見直しと早期発見が重要です。各種健診やがん検診の受診率の向上、生活習慣病の発症と重症化の予防、認知症や介護状態等の予防に向けた取組を進めます。

また、福島県版健康データベース等による市民の健康データを分析・比較することで、地域や年代ごとの健康課題を明確にし、より効果が見込める個別保健指導や各種予防事業を推進します。

基本方針2 暮らしづくり ～自然と歩きたくなるまちづくり～

生活の中で自然と歩きたくなるまちを作るため、“歩くこと”を促す環境整備や交流の促進、絆の深い安全・安心な地域づくりを推進します。

基本施策(1) 歩く機会の創出

“歩くこと”は世代を超えて気軽にできる運動であり、健康の源です。歩道や公園等の整備・環境美化により、自然と歩きたくなるまちづくりを推進します。

また、商店街や商業施設、観光施設等と連携し、豊かな自然や歴史・文化等、地域の魅力を歩いて感じるができるイベントの開催等により、市民が楽しみながら歩く機会を創出します。

基本施策(2) 人や地域の交流促進

交流は地域に活力を生み、地域とそこに暮らす人を元気にしてくれます。自転車を活用した地域活性化や市民生活を支える公共交通の充実により、人や地域が交流によってつながる地域づくりを促進します。

また、安全・安心なまちは、地域の人との支え合い・助け合いのもとに作られます。世代を超えて誰もが集える居場所づくりに努め、自助・互助・共助・公助の連携により、地域の多様な課題解決に必要な、支え合い助け合う地域づくりを目指します。

基本方針3 ひとづくり ～歩いて健幸になる意識づくり～

“健康は、本人や家族のみの幸せにとどまらず、地域の活力につながる”という「健幸意識」を醸成するため、子どものころからの“歩くこと”を基本とした健幸意識の普及啓発や健幸なまちづくりに向けた人材育成を推進します。

基本施策(1) 健幸意識の醸成

いつまでも健康でいることは少子高齢社会を支える大きな力となります。市民一人ひとりが、健康に暮らすことが地域の活力になるという意識を育むためにも、あらゆる機会を通して健幸意識の普及啓発を進めます。

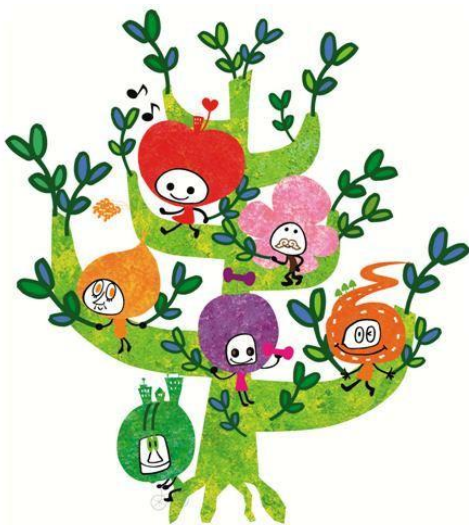
また、小中学校における豊かな心を育む取組や職場や地域での健康講座等、学校や職場、地域とも連携して健康教育の機会を提供します。

基本施策(2) 健幸なまちづくりのための人材育成

いつまでも健やかで幸せな生活を送るためには、生活の中に生きがいが必要です。地域での社会参加の促進や市民団体の支援、学習・スポーツ・文化活動の促進等により、生涯を通した生きがいづくりを支援します。

また、市民や地域自治組織、企業、団体、学校等における健幸なまちづくりのための人材育成を進め、市民協働によるまちづくりを進めます。

健幸都市のイメージキャラクター



smart wellness DATE



ウェルンちゃん

毎日楽しくウォーキングする
まちのメインアイドル
健幸を象徴するハート型のキャラ
(健を赤い色、幸をハート型で表現)



ミッチーくん

町じゅうを元気に遊んでまわる男の子
道のことなら何でもおまかせ



パワフルママ

小さい身体なのにパワフル
日々の筋トレが
毎日の生活を活性化！



クックおばさん

口ぐせは
「新鮮な食べ物が若さのひけつなのよ」
好物は地もの野菜



サイクルパパ

健康の秘訣はサイクリングしながら
いろいろな人とふれあうこと



花じい

育てた花を町に植えていくのが趣味。
巷では花咲爺さんともいわれている
散歩中にゴミを拾うのが日課。



「スマート・ウェルネス・シティ」

“誰でも健幸になれるまちづくり”のイメージを
大地から力強く育つ大きな木(=町)としてシンボル化。
まちを構成するそれぞれのイメージキャラクターたちが
木を成長させていきます。



伊達市第2次健幸都市基本計画

第1章 計画の策定にあたって

1 伊達市健幸都市基本計画とは

伊達市第2次健幸都市基本計画は、健幸なまちづくりに関する取組を計画的に推進するため、これまでの取組を踏まえ、伊達市第2次健幸都市基本構想で定めた基本理念、健幸都市の将来像、基本方針に基づいて策定します。

2 計画の位置づけ

健幸なまちづくりは健康・福祉分野だけでなく、生きがいづくりや安全・安心なまちづくり等、幅広い分野に関わります。健幸意識を高めるための取組や意識をしなくても自然に健幸になるための行動につながる仕掛けづくりを、あらゆる部門で連携して進めていく必要があります。

伊達市第2次健幸都市基本計画は、市の最上位計画である「伊達市第3次総合計画」を上位計画とし、健幸都市推進のための「歩く」「健康」「生きがい」「安全・安心」の視点からまとめた計画です。

また、健幸都市推進のための取組は、持続可能な開発目標であるSDGsの観点や自治体DXの視点も取り入れていきます。

3 計画期間

伊達市第2次健幸都市基本計画の計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。

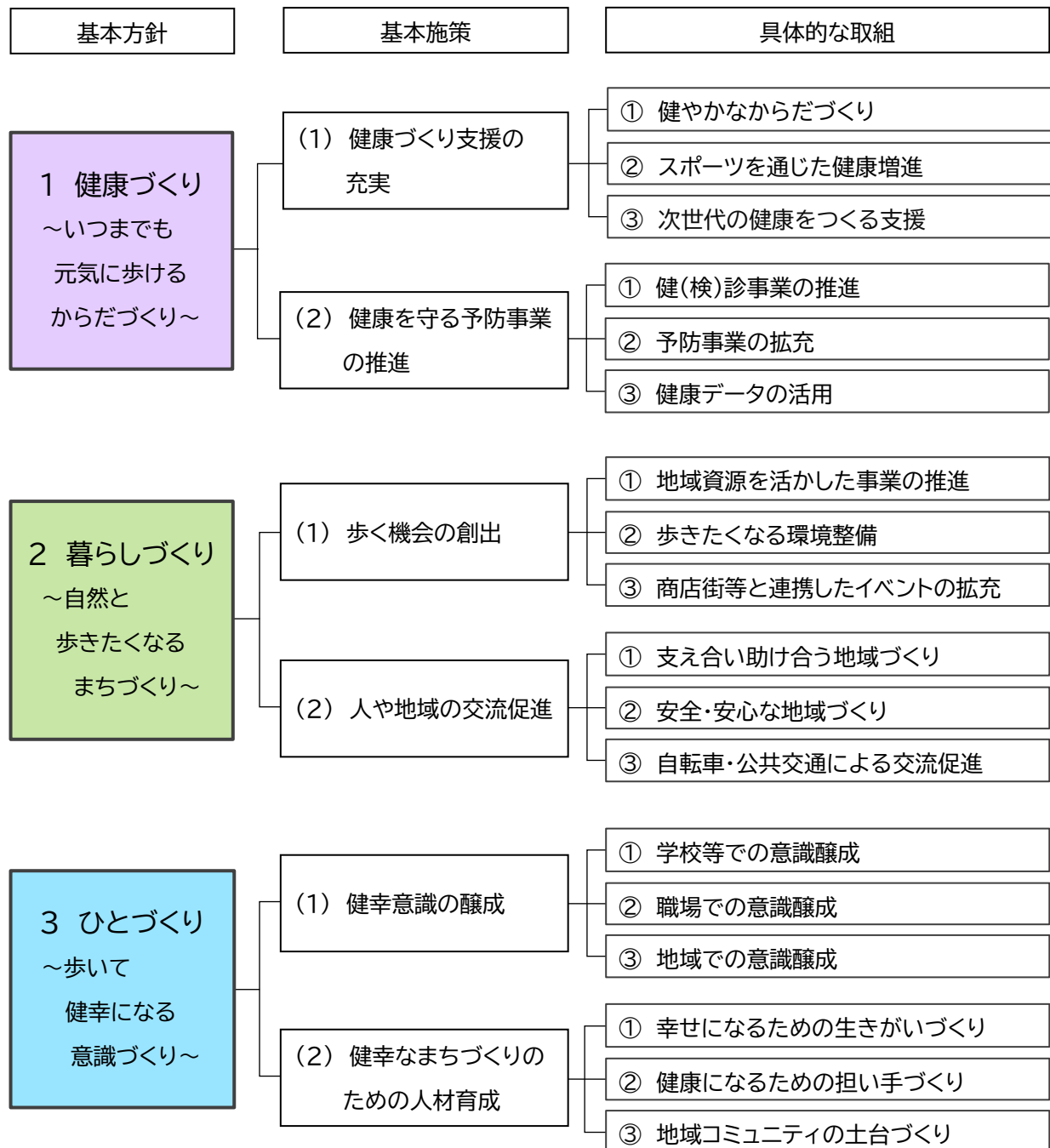
なお、計画は取組の成果や社会環境の変化など必要に応じて見直しを行います。

また、基本施策の数値目標は5年後を見据えた値とし、令和9年度に取組の成果を踏まえて見直しを行います。

4 施策の体系

健幸都市の将来像

豊かな自然の中で みんなが歩いて健幸になれるまち・伊達市



第2章 健幸都市実現に向けた取組

1 健康づくり ～いつまでも元気に歩けるからだづくり～

いつまでも歩いて暮らせる元気な体をつくるため、健康の維持・増進に向けた健康づくりの主体的・積極的な取組を推進します。また、生活習慣病や認知症、フレイル、要介護認定等を未然に防ぐための各種予防事業を推進します。

(1)健康づくり支援の充実

◇目指す姿

- ・各世代が運動に親しみ健康増進に努めることができる環境が整備され、市民の運動実施率が向上している。
- ・世代を超えて親しめるスポーツ環境が整備され、世代間交流や地域活性化が図られている。
- ・乳幼児期からの健康づくり支援により、健康な身体的基础が形成されている。

◇現状と課題

- ・少子化の影響により、希望するスポーツに関われない小中学生が増えています。また、働き盛り世代は健康への関心が低い傾向にあり、定期的に運動をしている割合が低く、高齢者は健康づくりに関心がある方とそうでない方に二極化しています。
- ・健康の保持増進や生きがいづくりのため、気軽に運動やスポーツに取り組める環境づくりのさらなる促進と関係部局が連携した効果的・効率的な事業展開が必要です。
- ・妊娠期から子育て期まで、切れ目なく子育てを支援する「伊達市版ネウボラ事業」により、子どもとその家族の心身の健康の保持・増進を図っています。

◇数値目標

指標	単位	令和3年度(実績値)	令和9年度(目標値)
運動習慣がある市民の割合	%	54.8 (令和4年度実績値)	65
総合型地域スポーツクラブ会員数	人	93 (令和4年度実績値)	308
虫歯のない3歳児の割合	%	88.9	100.0

①健やかなからだづくり

いつまでも元気に歩ける健やかなからだをつくるため、運動習慣を身につける取組や身近でできる健康づくり等、世代に応じた健康づくりを推進します。

取組内容	担当課
1)学校等での健康づくり ・ 保育園、幼稚園、認定こども園で、外遊びや体を動かす機会の充実を図ります。 ・ 小中学校では、健康でたくましい体を育むため、体力・運動能力の実態把握と必要な支援・指導の推進、食育の充実を図ります。 ・ 体を動かす機会を増やすことで、筋力や持久力の向上を推進します。また、運動を通して達成感や連帯感を育みます。	こども未来課 学校教育課
2)職場での健康づくりの支援 ・ 企業や事業所等での健康講座や健康機器の貸し出し、健康運動教室の実施等を提案し、従業員の健康づくりと事業所の健康経営を支援します。 ・ 健康づくりに取り組む必要性が伝わるよう、効果的な情報発信・広報活動に取り組みます。	健康推進課 健幸都市づくり課
3)運動習慣化の推進 ・ 歩いて行ける身近な集会所等での健康づくりや運動習慣化に向け、「元気づくり会」の広い世代への拡充を図ります。 ・ 元気リーダーの育成により、市民自らが実践していくシステムの拡充に努めます。 ・ 健康運動指導士による指導のもとで、主にマシンを使った筋力トレーニングを行う「健幸クラブF i n e」への参加を促進します。 ・ 運動を継続することによる健康効果が伝わるよう、積極的な情報発信・広報活動を推進します。	健幸都市づくり課 国保年金課 高齢福祉課

4)だてな健幸ポイント事業の推進 ・気軽にできる運動である「歩くこと」による健康づくりの推進と健康無関心層へのきっかけづくり拡充のため、歩数や健康づくりで特典が得られる「だてな健幸ポイント事業」を推進します。	健幸都市づくり課
---	----------

②スポーツを通じた健康増進

すべての人が、それぞれの年齢や体力に合わせて、気軽にスポーツに取り組める環境を整え、心身の健康の保持増進や体力の向上等を図ります。

取組内容	担当課
1)総合型地域スポーツクラブの活用 ・市民誰もが多様なスポーツに触れることができる総合型地域スポーツクラブの活動を支援し、世代を超えてスポーツを楽しむ環境づくりを推進します。	生涯学習課
2)スポーツ大会・イベントの支援 ・市民のスポーツ意欲向上や健康増進に寄与する各種大会・イベント等を支援します。 ・誰もが気軽に参加でき、市民の健康づくりやスポーツ振興、地域の活性化のきっかけづくりとなるチャレンジデーへの参加を広報紙やSNS、学校や事業所を通して促します。	生涯学習課 健幸都市づくり課
3)スポーツ団体等への支援 ・市民の生涯スポーツ活動の推進のため、体育・スポーツの振興に関する各種事業の実施や普及啓発を行う伊達市スポーツ振興公社の運営を支援します。 ・各地域におけるスポーツ少年団や体育協会等の関係団体を支援します。	生涯学習課
4)運動施設の適正管理 ・市民がより良い環境のもとでスポーツに取り組むことができるよう、運動施設を適正に管理します。	生涯学習課 都市整備課

③次世代の健康をつくる支援

生涯にわたって健康な身体を維持するため、妊娠期の心身の健康づくりとともに、子どもからの生活習慣や運動習慣の形成を図り、次世代の健康づくりを支援します。

取組内容	担当課
1)妊娠期からの健康支援 ・母子ともに健康な出産を迎えてもらうため、妊婦健康診査や妊婦歯科検診の受診を支援します。 ・妊娠期における栄養不足や食の偏りは、胎児の成長に影響を及ぼし、乳幼児期における食習慣は、生涯における生活習慣に大きな影響を与えます。伊達市版ネウボラ事業を通して、支援や相談、啓発を実施します。	健康推進課 ネウボラ推進課
2)乳幼児健診の実施 ・4か月、10か月、1歳6か月、3歳6か月の時期に、保護者と一緒に子どもの発達・発育の確認を行い、乳幼児からの生活習慣病予防のための指導等を行います。	健康推進課
3)乳幼児期からの健康支援 ・すべての基礎を作る乳幼児期から、睡眠や食事、運動等の基本的な生活リズムの定着を図ります。 ・乳幼児健康診査と併せて歯科医師や歯科衛生士による歯科検診を行い、正しいかみ合わせや虫歯予防を推進します。	健康推進課 こども未来課 ネウボラ推進課
4)成長に合わせた親子の交流の推進 ・親子で楽しく体を動かし、親子の絆を深める、子どもの年齢や月齢に応じた親子遊びの教室を開催し、成長を支援します。 ・「ブックスタート事業」や「親子で楽しむ読み聞かせ事業」により、就学前の子どもに絵本をプレゼントすることで、親子でのコミュニケーションの増加を図ります。	健康推進課 こども未来課 生涯学習課
5)学校での食育推進 ・栄養教諭等による児童生徒への食育指導や保護者を対象とした給食試食会、地元産食材を活用した給食「だてふるさとメニュー」の提供等により、子どもたちの健康でたくましい体づくりを推進します。	学校給食センター 学校教育課

(2)健康を守る予防事業の推進

◇目指す姿

- ・すべての市民が自分の健康に関心を持ち、積極的に各種健（検）診やがん検診を受診している。
- ・運動の習慣化や社会参加・生きがいの促進等により、生活習慣病や認知症、フレイルや要介護状態等の予防が進み、健康寿命が延伸している。
- ・保健指導や予防事業に健康データが有効に活用され、個人の健康状態に応じて適切な取組が促進されている。

◇現状と課題

- ・各種健（検）診による病気の早期発見・早期治療の重要性を周知し、わかりやすいパンフレットの配布や広報紙等での開催日の周知、休日の開催等、受診しやすい体制づくりを行っていますが、受診率は伸び悩んでいる状況です。
- ・生活習慣病予防のため、訪問や電話による相談、健康づくり出前講座、店舗と連携した減塩啓発等を実施しています。
- ・保健師や栄養士による特定健康診査の結果を活用した保健指導や予防事業により、血圧や血糖の値に改善が見られます。

◇数値目標

指標	単位	令和3年度(実績値)	令和9年度(目標値)
特定健康診査受診率	%	49.4	60.0
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合(特定健康診査受診者)	%	32.1	23.7
重症化予防事業該当者の割合	%	35.8	30.0

①健(検)診事業の推進

自分の健康状態について正確な知識を持ち、いつまでも健康な体を維持するため、各種健(検)診の受診を促進します。

取組内容	担当課
1)特定健康診査やがん検診の受診促進 ・ 特定健康診査やがん検診による病気の早期発見・早期治療の有用性を広く啓発し、積極的な健(検)診受診を促進します。 ・ 健(検)診の予約電話の混雑を減らすために、スマートフォンやパソコンからの予約申込受付を推進します。	健康推進課 社会福祉課 国保年金課
2)受診しやすい体制づくり ・ 健(検)診の休日開催や近隣市町村の医療機関での受診会場拡大、自己負担額の軽減等、受診しやすい体制づくりに努め、受診率の向上を図ります。	健康推進課 社会福祉課 国保年金課
3)だてな健幸ポイントとの連携 ・ 「だてな健幸ポイント事業」と連携し、特定健康診査やがん検診、人間ドック等をポイント対象事業として設定することで、定期的な受診を促すとともに、健康無関心層への受診の動機付けを図り健(検)診受診を促進します。	健幸都市づくり課 健康推進課 国保年金課

○だてな健幸ポイント事業

毎日の歩数や健康づくりでポイントを貯めて、いろいろな特典が受けられる事業だよ。

福島県の「ふくしま健民パスポート事業」と連携して実施しているんだ。



ウェルンちゃん

②予防事業の拡充

各種相談窓口や関係機関との連携等により、運動や食生活等の生活習慣の見直しやストレスの低減を図る事業を拡充するとともに、市民の健康を支える予防医療・救急医療体制の充実を図ります。

取組内容	担当課
1)生活習慣病の予防 ・身近な集会所等での健康づくりである「元気づくり会」や主にマシンを使った筋力トレーニングを行う「健幸クラブF i n e」の参加を促進し、運動の習慣化を図ります。 ・保健師や栄養士による健（検）診結果に基づく保健指導・栄養指導や、歯科衛生士による口腔ケア等を実施し、生活習慣の改善を促します。 ・日頃からの意識づけが大切であることから、効果的な情報発信・広報活動に取り組みます。	健幸都市づくり課 健康推進課 国保年金課 高齢福祉課
2)認知症・介護・フレイル状態等の予防 ・「元気づくり会」や「健幸クラブF i n e」による運動の習慣化、社会参加や生きがいをづくりによるコミュニケーション機会の創出等、認知症や介護・フレイル状態の予防を推進します。 ・地域包括支援センターの機能強化や在宅医療・介護の連携等、高齢者の認知症予防や介護予防の取組を進めます。 ・高齢者の低栄養状態を予防・改善し、適切な栄養状態が維持できるよう、啓発や保健指導を行います。	健幸都市づくり課 健康推進課 社会福祉課 国保年金課 高齢福祉課
3)心の健康の保持 ・うつや自殺の予防を図るため、質の良い睡眠やストレスと上手に付き合うことが心の健康に欠かせない要素であることを啓発します。 ・こころの相談窓口やこころの健康相談会等、関係機関と連携を図ります。	社会福祉課 健康推進課 健幸都市づくり課

4)感染症等の予防 ・新型コロナウイルス感染症等の感染症の予防を図るため、医療機関や関係団体と連携し、適切な感染症対策を講じます。 ・予防接種法に基づいて実施する予防接種やインフルエンザ等の任意の予防接種による疾病予防を推進します。	健康推進課 新型コロナウイルス対策課
5)通いの場での健康教育等の機会拡充 ・「元気づくり会」や「ふれあいいきいきサロン」等の通いの場を活用し、健康教育・健康相談の機会を拡充します。	健幸都市づくり課 社会福祉課 高齢福祉課 健康推進課
6)地域医療体制の充実 ・市民の健康を支えるため、医師の確保とともに、市内外の医療機関等との連携を強化し、予防医療や救急医療体制等の地域医療体制の充実を図ります。	健康推進課
7)放射線量測定の継続 ・放射線に対する不安を軽減させるため、外部・内部被ばく検査を継続します。	健康推進課

〇元気づくり会

歩いて行ける身近な集会所等で行う健康づくり活動じゃ。住民が主体となって、準備運動から筋力トレーニング、球技やウォーキング等を行っておる。



市内の 100 を超える町内会で実施されていて、健康づくりだけでなく、通いの場にもなっておるのじゃ。



花じい

③健康データの活用

医療・介護費の抑制と健康寿命の延伸のため、レセプトデータや特定健（検）診結果、特定保健指導等の健康データを分析・比較し、健康づくりの取組の効果的な展開を図ります。

取組内容	担当課
1)特定保健指導の推進 ・健（検）診結果等の健康データを活用し、個人の健康状態に合わせた保健指導・栄養指導等を行います。	国保年金課 健康推進課
2)健康データベースの活用 ・福島県版健康データベース等の健康データを活用し、市全体や地域ごとの健康課題を明確にすることで、効果的な保健指導や予防事業を展開します。	国保年金課 健康推進課
3)健康づくりの効果の見える化 ・健康データから分析される健康づくりの効果が見える化し、広く周知することで、参加者の意欲を向上させるとともに、健康無関心層の健康づくりに対する意識変容を図り、取組への参加を促進します。	健康推進課 健幸都市づくり課
4)自分の体を知る機会の提供 ・自身の体成分分析や筋肉・脂肪量等を計測する機器を導入し、自分の体を知る契機とすることで、健康づくりへの興味・関心を高めます。	健幸都市づくり課 健康推進課

生活の中で自然と歩きたくなるまちを作るため、歩くための環境整備や交流の促進、安全で安心して歩ける絆の深い地域づくりを推進します。

(1) 歩く機会の創出

◇目指す姿

- ・定期的に開催されるウォーキングイベントには多くの市民が参加し、春は桜や桃の咲き乱れるコースを、秋は色とりどりの紅葉が広がるコースを楽しむことができる。
- ・ウォーキングコースや歩道、公園・緑地は、地域住民や市民団体、企業等による整備が行われ、いつでも歩きやすい環境が整っている。
- ・商店街や大型商業施設では、賑わいを創出するイベントが開催され、健康づくりに関心の低い層の外出を促進している。

◇現状と課題

- ・年に20回程度、市のイベントとしてウォーキングを開催していますが、参加者が固定化している状況です。また、各種ウォーキング団体が自主的に活動していますが、運営者の高齢化と後継者不足により活動を休止した団体もあります。
- ・歩行者・自転車優先の視点を加味した市道整備基準の制定や市民協働による市道の舗装整備等、歩きやすい環境づくりを進めてきました。また、ウォーキングコースに沿って整備したポケットパークは、地域住民による管理が行われています。
- ・商店街の活性化につながるイベントも減少しているため、商店街の活性化や賑わい創出につながる取組が必要です。

◇数値目標

指標	単位	令和3年度(実績値)	令和9年度(目標値)
1日に30分以上歩く人の割合	%	41.7 (令和4年度実績値)	52.0
市道の舗装率	%	57.6	60.0
地域でのイベント来場者数	人	9,606	60,000

①地域資源を活かした事業の推進

歩いて健康づくりをしながら、本市が誇る豊かな自然や特色ある歴史・文化等、多様な地域資源を体感できる取組を展開します。

取組内容	担当課
1)楽しく歩く機会の提供 ・健康運動指導士による正しい歩き方指導のもとでウォーキングに取り組める「いきいきウォーキング」や「だてな健幸ポイント」との連携により、継続したウォーキング機会を提供します。 ・ウォーキング団体や地域住民との協働のもと、美しい自然や歴史・文化を感じられるウォーキングコースを設定します。 ・自治組織や地域の各種団体等に、積極的なウォーキングコースの活用を促し、ウォーキングを通じた地域活動の推進を図ります。 ・毎月最終水曜日を「伊達市チャレンジデー」として、ウォーキングを始めとした運動機会の継続した提供を図ります。	健幸都市づくり課 生涯学習課 各総合支所
2)外出機会の促進 ・市内の観光施設内の特定の場所において、スマートフォンで写真を撮影することでアニメ「政宗ダテニクル」のキャラクターが写るアプリを運用し、外出促進を図ります。 ・桃の花が咲き誇る桃畑や新緑・紅葉に染まる霊山など、フォトスポットを選定し、外出の機会を提供します。 ・市内各地で行われるウォーキングイベントや行ってみたいくなる魅力あるイベントの周知、「だてな健幸ポイント」の活用等により、イベント等への参加拡大を図るとともに、健康無関心層の興味・関心を高め、出歩く機会を創出します。	健幸都市づくり課 商工観光課 各総合支所

3)健康器具の利用促進 ・保原総合公園やポケットパーク等に設置してある健康器具とウォーキングコースを連携させ、歩く途中でついつい利用してしまう環境づくりを推進します。	健幸都市づくり課 都市整備課
--	---------------------------

②歩きたくなる環境整備

歩きやすい歩道の整備や公園・緑地の適切な維持管理、環境美化等、市民が自然と歩きたくなる環境を整備します。

取組内容	担当課
1)道路の歩行環境の整備 ・歩きたくなる道づくりの視点を加味した市道の整備・維持管理により、安心して歩ける歩行環境を整えます。	土木課
2)歩きたくなる景観整備 ・歩道の清掃作業や植樹帯・花壇の整備、プランター設置等による美化活動等、地域住民や企業等と連携し、自然と歩きたくなる景観整備に努めます。 ・地域住民や市民活動団体、民間企業等による市内の公園・緑地の適正な維持管理を促進し、花と緑があふれる美しく快適な環境づくりを進めます。	各総合支所 都市整備課 農林整備課
3)安全・安心なウォーキングコースの設定 ・広い敷地を有する公共施設の敷地を利用し、自動車や自転車を気にせずウォーキングが楽しめるコースを設定します。	健幸都市づくり課 都市整備課
4)効果的なウォーキングの推進 ・公共施設にウォーキング時の効果的な歩幅を示すサイン表示を設置し、ウォーキングへの意識づけを行います。	健幸都市づくり課 公有財産管理課

③商店街等と連携したイベントの拡充

商店街等と連携し、健康づくりと商店街活性化を併せて推進するイベントの開催を支援します。

取組内容	担当課
1)商店街等と連携した外出機会の拡充 ・商店街等の活性化や賑わいを創出する集客イベント等を実施し、外出機会を創出し、健康無関心層の歩くきっかけづくりを促進します。 ・市内の商店を巡り買い物をすることでステップアップする周遊手帳を発行し、外出を促進します。 ・地域商店街や道の駅、まちの駅等の商品券等を「だてな健幸ポイント事業」のインセンティブとすることで、外出の機会を創出します。	商工観光課 各総合支所 健幸都市づくり課
2)大型商業施設との連携 ・大型商業施設と連携し、店舗内のウォーキングコースの設定や周辺の地域資源を活用した事業の展開等、歩く機会を促します。	商工観光課 健幸都市づくり課

〇いきいきウォーキング

風景やおしゃべりを楽しみながら、2～3kmのコースを歩く「いきいきウォーキング」を実施しているよ。

健康運動指導士が正しい歩き方を教えてくれるから、みんなで参加してみてね！



ミッチーくん

(2)人や地域の交流促進

◇目指す姿

- ・世代を超えて交流できる場所があり、互いに支え合いながら、安心して暮らすことができるまちづくりが進んでいる。
- ・自助・互助・共助・公助が連携し、地域における防犯や防災、環境、福祉、子育て支援等、地域の多様な課題解決に対応している。
- ・自動車の利用を控え、電車やバス、デマンド交通等の公共交通機関や、健康づくりも兼ねた自転車を利用した交流が増加している。

◇現状と課題

- ・交流の場については、高齢者が主な対象者となる「元気づくり会」や「ふれあいいきいきサロン」は多くの地域で開催されていますが、子どもと多世代交流の場は多くありません。
- ・少子高齢化の進行に伴って家族形態が多様化する中、地域コミュニティの弱体化が懸念されます。すべての人が安全・安心に暮らし続けられるまちを作るためには、地域と行政、関係機関等が連携し、支え合い助け合う地域づくりが必要です。
- ・本市の公共交通については、電車やバス、デマンド交通が運行されています。市民ニーズを踏まえた路線やダイヤ見直し、連携・接続の充実、公共交通網の再編に向けた取組が必要とされています。

◇数値目標

指標	単位	令和3年度(実績値)	令和9年度(目標値)
通いの場の数	会場	276	370
地域活動への参加率	%	55.8 (令和4年度実績値)	66.0
公共交通機関の年間利用者数(延べ)	人	1,363,028	1,839,000

① 支え合い助け合う地域づくり

世代を超えた交流の場を整備して出会いとふれあいの場を創出し、思いやりにあふれた支え合い助け合う地域を作ります。

取組内容	担当課
1) 地域での居場所づくり ・ 子どもの育った環境に左右されることなく健やかに成長できる環境づくりとして、「子どもの居場所づくり」を行う地域のボランティアや民間団体等を支援します。 ・ 子育て世代の親子が、交流し、相談できる地域の拠点となる子育て支援センターの活動を支援します。 ・ 高齢者が集い、交流が図れる通いの場である「元気づくり会」や「ふれあいいいききサロン」の支援を行います。 ・ 元気リーダーの育成により、市民自らが実践していくシステムの拡充に努めます。	ネウボラ推進課 こども未来課 健幸都市づくり課 高齢福祉課
2) スクールコミュニティによる地域づくりの推進 ・ 子どもを通して地域と学校をつなぎ、地域全体の教育力の向上と学校を核とした地域コミュニティの形成を目指し、スクールコミュニティによる地域づくりを推進します。	生涯学習課 学校教育課
3) 健幸拠点施設の運営支援 ・ 交流や健康づくりの拠点となる「健幸拠点」の地域主導による運営を支援します。	健幸都市づくり課 各総合支所

②安全・安心な地域づくり

地域での各種組織の活動や関係団体との連携によって地域の絆を深め、安全・安心なまちをつくれます。

取組内容	担当課
1)地域活動への支援 ・ 地域住民の交通安全や防犯、防災、福祉、健康づくり、生涯学習、子育て等、地域における幅広い活動を支援します。	協働まちづくり課 各総合支所 生活環境課
2)交通安全運動の推進 ・ 関係機関や団体、市民と連携し、各年齢層に応じた交通安全教室や交通安全に関する広報・啓発活動の効果的推進、地域ぐるみの交通安全運動を推進します。	生活環境課 各総合支所 こども未来課 学校教育課
3)高齢者を守る体制づくりの推進 ・ 高齢者の安否確認や健康維持のための「高齢者配食サービス」や高齢者の孤立死・孤独死の防止、虐待防止、徘徊の早期発見、災害時要援護者の登録推進を図るための「高齢者見守りネットワーク」等、高齢者を守る体制づくりを推進します。	高齢福祉課 社会福祉課
4)生活支援体制の充実 ・ 生活支援コーディネーターの増員や、ボランティアや地域自治組織等による生活支援体制の充実により、地域に密着した活動展開を促します。	高齢福祉課 社会福祉課 協働まちづくり課 生涯学習課
5)包括連携協定締結団体との連携 ・ 包括連携協定締結団体と連携・協力し、健康づくりや福祉、災害対応等の活動を推進します。	関係各課

③自転車・公共交通による交流促進

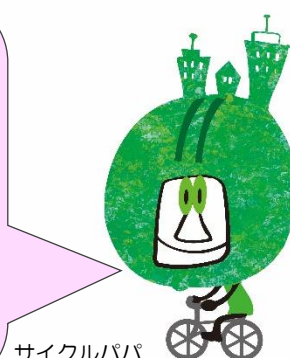
自転車を活用した市内周遊や交流人口の増加、公共交通の充実による外出支援等、自動車以外の手段での交流促進を図ります。

取組内容	担当課
1)デマンド交通の運行支援 ・鉄道やバスでは対応できない市民の移動ニーズに対応し、市民の外出機会を促進するため、利用しやすいデマンド交通の運行を支援します。	生活環境課
2)鉄道やバスの運行支援 ・日常生活に必要な公共交通の利便性向上のため、鉄道やバスの運行支援や路線見直し等を推進します。 ・駅前周辺の整備や維持保全に努め、鉄道・バスの利用促進を図ります。	生活環境課 都市整備課
3)運転免許返納者の外出支援 ・運転免許を返納した後も安心して外出できるよう、公共交通の利用促進を図ります。	生活環境課 高齢福祉課
4)自転車利用の促進 ・サイクリングアプリを活用した市内のサイクリングモデルコースの掲載やサイクリングイベントの実施、阿武隈急行サイクルトレインとの連携等、自転車の利用促進を図ります。 ・自転車利用が健康づくりにもつながることを普及・啓発します。	商工観光課 各総合支所

〇だてなサイクリングマップ

「だてなサイクリングマップ」は、伊達市の史跡やおいしいお店を自転車で周遊できるようにしたマップだよ。

コンパクトに折りたためるから、自転車での持ち運びにも便利だね。



健康に過ごすことは地域を元気にする活力となり、それだけで社会貢献になるという「健幸意識」の醸成を目指し、積極的な健康づくり、生きがいづくり、社会参加等の推進や関係団体への支援を行います。

(1)健幸意識の醸成

◇目指す姿

- ・子どもとその保護者は、子どもが生まれてから中学校を卒業するまでの期間に健康教育（運動・病気予防・食生活・心のケア・性教育などに関すること）を受け、「健幸意識」を持っている。
- ・職場や地域においては各種出前講座が活用され、生涯を通して「健幸意識」を持ちながら生活している。
- ・広報紙やSNS等、様々な媒体で「健幸意識」の啓発が行われ、いつでも情報を得ることができる。

◇現状と課題

- ・子どもとその保護者に対して、健全な心身の育成を促す支援をしていますが、対象者の年齢により異なる部局で実施しています。各年齢の健康課題を共有し、中・長期的な視点からの健康教育が必要です。
- ・就学期間後の健康教育は個人が主体的に行う必要があり、職場や地域での機会の提供が必要です。
- ・健幸意識を育むために、伝わりやすい伝え方で普及啓発を進める必要があります。

◇数値目標

指標	単位	令和3年度(実績値)	令和9年度(目標値)
肥満児童・生徒の割合	%	13.4	9.3
健康事業所宣言事業所数	社	43	68
健康づくり出前講座の実施回数	回	37	70

①学校等での意識醸成

子どものころからの「健幸意識」の醸成を図るため、保育園や幼稚園、認定こども園、小中学校と連携し、異年齢で群れ遊ぶ経験や体験学習による思いやりの心や生きる力を育成するとともに、放射線に対する正しい知識の習得、理解を深める取組を支援します。

取組内容	担当課
1)心を育む教育 ・就学前の3年間から小学6年生までの9年間を「心の義務教育」と位置づけ、豊かな心や社会性の育成を図ります。 ・小中学校では、通学合宿や福祉施設でのボランティア体験・福祉学習、職業体験等のキャリア教育を通じ、自立心や勤労・職業観の育成を図ります。	こども未来課 学校教育課
2)健康を守る教育 ・「自分手帳」を活用した健康状態の把握やフッ化物洗口による虫歯予防等、健康を自己管理する力を養います。	学校教育課
3)保護者への健康づくり出前講座の開催 ・保育施設や教育施設で、親子・保護者対象の健康づくり出前講座を開催し、健康づくりの意識を高めます。	健康推進課 こども未来課 学校教育課
4)共有会議の開催 ・子どもの心身の健康課題を共有し健康教育の内容等を検討する会議を開催し、中・長期的な視点を持って健康教育を推進します。	健康推進課 ネウボラ推進課 こども未来課 学校教育課
5)放射線教育の継続 ・放射線に対する正しい知識を身につけ、理解を深めていけるよう、子どもに対する放射線教育を実施します。	学校教育課

②職場での意識醸成

生涯を通して健やかで幸せに暮らすための取組が最も必要とされる働き盛り世代の健幸意識醸成に向け、職場での健康づくりを通じた取組を進めます。

取組内容	担当課
1)健康講座等による健幸意識の醸成 ・事業所等の健康経営の取組として、保健師による健康講座や運動機会を提供し、健幸に向けた意識醸成を図ります。 ・事業所において、従業員のワークライフバランスを推進することで、余暇時間を活用した健康づくりなどの取組を促進します。 ・健康増進普及月間にポスター等での普及啓発を図ります。 ・「だてな健幸ポイント事業」の事業所への普及により、歩くことや健康づくりへの取組を促進します。	健康推進課 健幸都市づくり課 商工観光課
2)エコ通勤の普及促進 ・マイカーを利用せず、自転車や公共交通機関を利用したエコ通勤の取組を推奨し促進します。	健幸都市づくり課 生活環境課 人事課
3)健康事業所宣言の促進 ・全国健康保険協会が実施している「健康事業所宣言」を活用した、事業所による従業員の健康づくり支援を促進します。	健康推進課 健幸都市づくり課
4)市職員の意識づくり ・健康講座や運動習慣化の取組により、健幸都市を推進する市職員自らが率先して健幸意識の醸成を図ります。	人事課 健幸都市づくり課



パワフルママ

○働き盛りの健康づくり

働き盛りこそ健康に気をつけないと！
 伊達市では、事業所に健康機器を貸し出したり運動教室の出前をしたり、健康づくりのお手伝いをしてるから、相談してみてね！



③地域での意識醸成

地域での健康講座の開催や広報紙、SNS等での啓発により、すべての人に向けた健幸意識の醸成を推進します。

取組内容	担当課
1)各種媒体を利用した啓発 ・各種健康イベントや市の広報紙を通して情報発信を行い、継続的な健幸意識の啓発を図ります。 ・伊達市公式SNSでの発信に力を入れ、正確な情報を早く市民に届けます。 ・伊達市の魅力や地域の情報を発信する「伊達な宣伝部長」等との連携により、情報発信力の向上に努めます。 ・働き盛り世代や健康無関心層が興味関心を持つよう、コンビニエンスストアやドラッグストアなど各種店舗と連携し、身近で正しい健康づくりの知識が得られるようにします。 ・日頃からの意識づけが大切であることから、効果的な情報発信・広報活動に取り組みます。	健幸都市づくり課 健康推進課 高齢福祉課 国保年金課 秘書広報課
2)元気リーダーの育成 ・元気リーダーの育成により、市民自らが実践していくシステム「元気づくり会」の拡充に努めます。	健幸都市づくり課
3)健康づくり出前講座の推進 ・市民の自主的な健康づくりのために、保健師による健康講話や、元気づくりコーディネーターによる元気づくり体験等の健康づくり出前講座の活用を促進します。	健康推進課 高齢福祉課 健幸都市づくり課
4)健幸イベントの開催 ・健幸につながる専門的な知識を持つ講師による講演会や体験会等を開催し、楽しく学び実践する機会を提供します。	健幸都市づくり課 健康推進課

(2) 健幸なまちづくりのための人材育成

◇目指す姿

- ・市民一人ひとりが自己実現や地域を支える活動に取り組むことで、心豊かに生きがいを持って生活している。
- ・認知症や障がい等に対する正しい知識と理解を持ち、お互いを思いやる心が育まれている。
- ・協働のまちづくりを進める中で、デジタル技術が積極的に活用され、全ての市民が取り残されることなく対応できている。

◇現状と課題

- ・新型コロナウイルス感染症の流行やそれに伴う外出制限等により、生きがいづくりや人と人とのふれあいの必要性の意識が高まっています。しかし、生涯学習団体等に所属する市民の数は年々減少し、解散する団体も増えています。各種団体の活動が見える化し活動内容を周知することで、団体に所属し、生きがいづくりに新たにチャレンジする市民を増やすことが必要です。
- ・認知症や障がい者への理解を深め、求められる支援ができる市民を増やすための研修・啓発事業を行うことが必要です。
- ・地域活性化や健康づくり、教育や防災など様々な分野にデジタル技術を活用することで、市民の暮らしがより良いものになることを理解している市民を増やすことが必要です。

◇数値目標

指標	単位	令和3年度(実績値)	令和9年度(目標値)
生涯学習団体・サークルの所属人数の割合	%	10.5	10.5
認知症サポーターの数	人	8,516	10,900
デジタル活用サポーターの数	人	—	108

①幸せになるための生きがいづくり

趣味や生涯学習、スポーツ、文化活動、ボランティア等の生きがいづくりを促進するとともに、自ら身に付けた学びを地域活動に活かす広がり支援します。

取組内容	担当課
1)生涯学習団体・サークルの支援 ・社会教育団体や自主的な学習団体・サークル、ウォーキング団体等の育成を図り、各種活動の活発化を促進します。 ・地域における活動を支援し、参加者の意欲向上と積極的な活動を促進します。 ・各種団体の活動を効果的に広報し、生きがいづくりを楽しむ市民を増やします。	生涯学習課 健幸都市づくり課
2)高齢者の生きがいづくりの支援 ・地域での長寿を祝福する機会の確保や高齢者の生きがいづくりを目的とした地域での活動を支援し、生き生きと生活する高齢者を増やします。 ・地域において、趣味やスポーツ、文化伝承活動、ボランティア等に活発に取り組めるよう、活動拠点の整備等を支援し、高齢者の活躍の場を提供します。	高齢福祉課 生涯学習課 各総合支所
3)障がい者の就労支援 ・障がい者就労支援専門員や関係機関との連携を強化し、障がい者の就労の場を確保することで、障がい者の生きがいづくりと地域での自立した生活を支援します。	社会福祉課
4)指導者の育成 ・スポーツや文化活動における豊かな経験・知識を有する指導者を育成し、市民の多様なニーズに対応できる環境を整備します。	生涯学習課

②健康になるための担い手づくり

健康づくりの普及に携わる人材を育成するとともに、障がいや認知症を地域で支えるための正しい知識の普及等、地域における健康になるための担い手の育成に努めます。

取組内容	担当課
1)健康づくり推進員の育成 ・自らが健康で元気に生活するための研修を受け、その知識や情報を地域へ広める役割を担う「健康づくり推進員」の育成に努めます。 ・「健康づくり推進員」が、研修等で学んだ健康づくりを自ら実践し、家族や地域に広める発信者となれるよう支援します。	健康推進課
2)食生活改善推進員の活動推進 ・市内の食生活の傾向を理解し、減塩と野菜摂取を意識した食生活の普及啓発を行う食生活改善推進員の活動を推進します。 ・食生活改善推進員が、自らの食生活を見直すとともに、地域での普及啓発活動を支援します。	健康推進課
3)障がいや認知症への理解促進 ・障がいや認知症に対する市民の理解を深めるため、正しい知識の普及・啓発、情報提供等を推進します。	社会福祉課 高齢福祉課
4)保健師・栄養士の育成 ・保健師や栄養士の専門性の高い保健指導力を養い、健康課題を取組に反映できる人材の育成を図ります。	健康推進課



○毎月 17 日は「減塩の日」

塩は私たちにとってなくてはならないものだけど、取りすぎは高血圧や脳卒中、心臓病など、いろいろな病気のリスクを高めるのよ。「減塩」を心がけて、塩と上手にお付き合いしましょうね。



クックおばさん

③地域コミュニティの土台づくり

行政と市民が連携、協力して地域づくりに取り組みます。また、今後一層の進展が見込まれるデジタル化に対応するため、地域に対する支援を実施します。

取組内容	担当課
41)自治意識の高揚 ・市民の「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識の高揚、コミュニティ活動への参加促進に向け、住民自治の重要性やコミュニティ活動の状況等に関する広報・啓発活動、情報提供を推進します。	協働まちづくり課 各総合支所
2)社会参加の促進 ・高齢者が知識や経験を活かして就労したり、人と交流したりする活動を通して、生きがいを持って社会参加することができるよう、シルバー人材センターや各種ボランティア団体等の活動を支援します。 ・ボランティアセンターや生涯学習ボランティアセンター、市民活動支援センターの活動状況や課題について、担当各課及びセンター職員間で共通理解を図ります。	高齢福祉課 社会福祉課 協働まちづくり課 生涯学習課 商工観光課
3)地域のデジタル化支援 ・情報機器やサービスに不慣れな市民向けの講座の開催や地域においてスマートフォンの操作等を支援する「デジタル活用サポーター」を増やす取組を進めます。 ・地域のデジタル化に向けた官民連携基盤の確立を進め、各分野におけるDX関連事業を推進します。	デジタル変革課
4)協働の体制づくり ・市民協働の実践はあらゆる事業と関係する可能性があるため、どの部署でも窓口になりえる体制をつくります。 ・市民自らの力で運営・継続している「元気づくり会」の仕組みを地域づくりに活かします。	協働まちづくり課 各総合支所 健幸都市づくり課

第3章 計画の推進

1 推進体制

(1)市民の役割

市民は、健幸なまちづくりについて、市や関係機関の実施する施策についての理解と関心を深め、健康づくりや地域活動に主体的に関わります。

(2)地域コミュニティの役割

地域コミュニティは、健幸なまちづくりについての理解と関心を深め、それぞれの地域の特色を生かして地域活動に取り組み、地域の絆を深めます。

(3)事業者等の役割

事業者等は、健幸なまちづくりについての理解と関心を深め、従業員への健康促進に積極的に取り組みます。また市が実施する施策に協力することで、地域との関わりを増やします。

(4)市の役割

健幸なまちづくりは、庁内の各部署が関わる施策であることから、全庁横断的に連携を図りながら実施します。また、多様な主体との協働を進め、多くの市民に届く施策を実施します。

(5)伊達市健幸なまちづくり協議会の役割

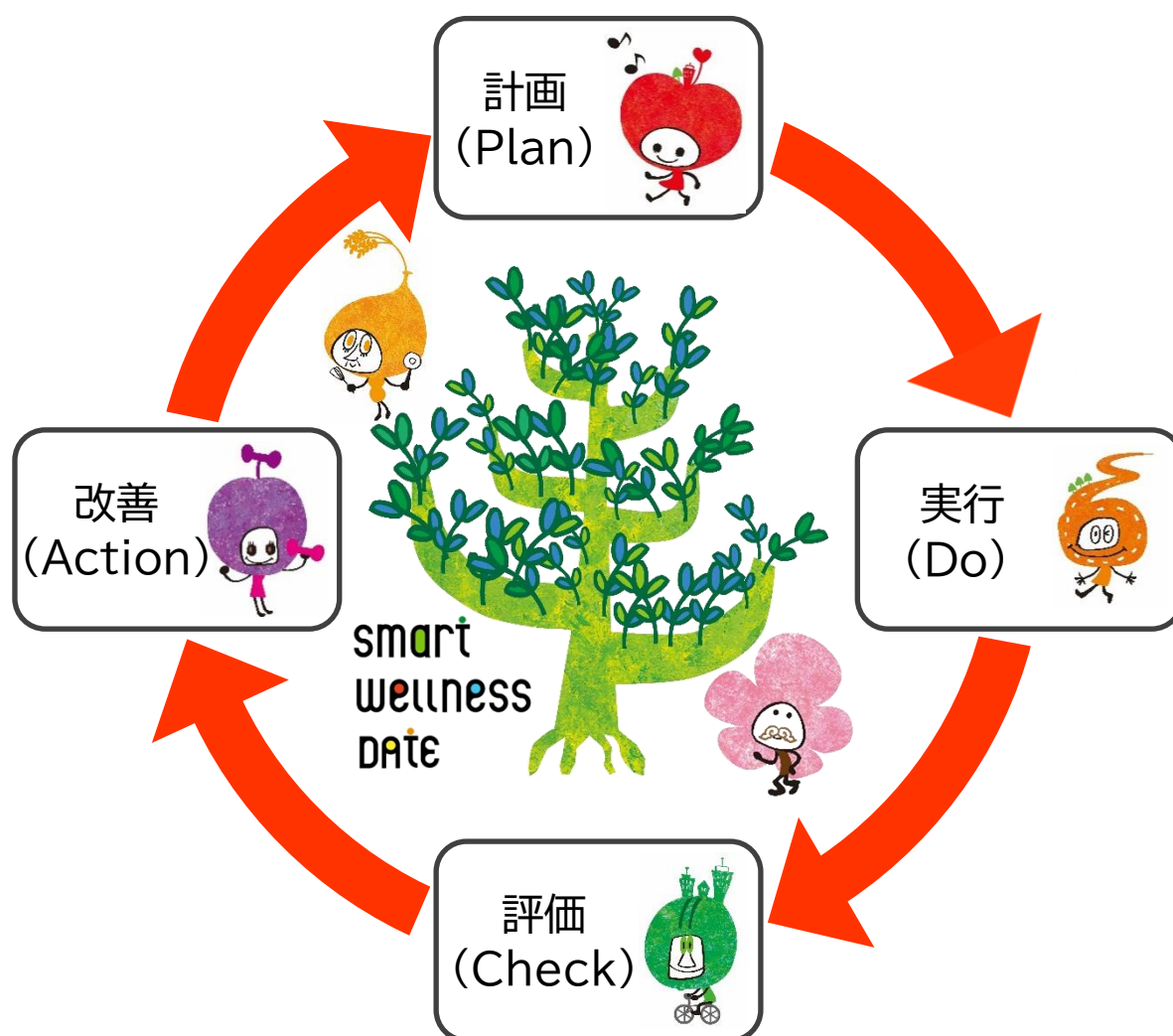
伊達市健幸なまちづくり協議会において、進捗状況の把握等、取組についての協議を行い、健幸なまちづくりの推進を図ります。

2 計画の進捗管理・評価

本計画を効果的に推進し、目標を達成させるためには、定期的に達成状況を点検し、その結果に基づき必要な対策を実施することが必要になります。

このため、本計画の進捗管理及び評価については「PDCA」の考え方に基づき実施することとし、計画期間中であっても必要に応じて内容を見直すものとします。

「PDCA」とは、計画したこと（Plan）を着実に実行（Do）し、その結果を評価（Check）した上で、改善していく（Action）という一連の流れであり、このプロセスを繰り返すことで、計画の推進に努めます。



資料編

1 策定の体制と経過

(1)策定本部の設置

本構想・計画の策定にあたり、伊達市健幸都市基本計画の取組によって見えた課題を整理し、本構想・計画での取組の展開により、さらなる健幸なまちづくりの推進につながるよう「伊達市健幸都市計画策定本部」を設置し、検討を行いました。

○伊達市健幸都市計画策定本部会議

年月日	内容等
令和4年6月22日	第1回伊達市健幸都市計画策定本部会議 ・伊達市健幸都市基本計画について ・伊達市第2次健幸都市基本計画策定本部設置について ・伊達市第2次健幸都市基本計画の方針について
令和4年7月13日	第2回伊達市健幸都市計画策定本部会議 ・伊達市健幸都市基本構想・基本計画の方針について
令和4年8月25日	第3回伊達市健幸都市計画策定本部会議 ・策定スケジュールについて ・伊達市健幸都市基本計画の振り返りについて ・伊達市第2次健幸都市基本構想（案）について
令和4年9月26日	第4回伊達市健幸都市計画策定本部会議 ・伊達市第2次健幸都市基本構想（案）について
令和4年10月28日	第5回伊達市健幸都市計画策定本部会議 ・伊達市第2次健幸都市基本構想（案）について ・伊達市第2次健幸都市基本計画（案）について
令和4年11月16日	第6回伊達市健幸都市計画策定本部会議 ・伊達市第2次健幸都市基本構想・基本計画（案）について
令和4年12月7日	第7回伊達市健幸都市計画策定本部会議 ・伊達市第2次健幸都市基本構想・基本計画（案）について

令和5年1月26日	第8回伊達市健幸都市計画策定本部会議 ・伊達市第2次健幸都市基本構想（案）に係るパブリック・コメントへの対応について ・伊達市第2次健幸都市基本構想・基本計画（案）について
令和5年3月20日	第8回伊達市健幸都市計画策定本部会議 ・伊達市第2次健幸都市基本構想・基本計画について

○伊達市健幸都市計画策定本部幹事会

年月日	内容等
令和4年7月26日	第1回伊達市健幸都市計画策定本部幹事会 ・伊達市健幸都市基本構想・基本計画の方針について ・伊達市健幸都市基本計画の振り返りについて ・伊達市第2次健幸都市基本構想（案）について
令和4年8月17日 （書面開催）	第2回伊達市健幸都市計画策定本部幹事会 ・伊達市健幸都市基本構想（案）の意見集約
令和4年11月9日	第3回伊達市健幸都市計画策定本部幹事会 ・伊達市第2次健幸都市基本構想（案）について ・伊達市第2次健幸都市基本計画（案）について
令和4年12月5日 （書面開催）	第4回伊達市健幸都市計画策定本部幹事会 ・伊達市第2次健幸都市基本構想・基本計画（案）について

(2)伊達市健幸なまちづくり協議会による協議

本計画は、健幸なまちづくりを円滑に推進するため、学識経験者や関係団体の代表、地域団体の代表等で構成された「伊達市健幸なまちづくり協議会」との協議のもと、検討を行いました。

年月日	内容等
令和4年8月16日 （書面開催）	第1回伊達市健幸なまちづくり協議会 ・伊達市健幸都市基本構想（案）の意見集約
令和4年10月3日	第2回伊達市健幸なまちづくり協議会 ・伊達市第2次健幸都市基本構想（案）について ・伊達市第2次健幸都市基本計画施策の体系（案）について

年月日	内容等
令和4年11月9日	第3回伊達市健幸なまちづくり協議会 ・伊達市第2次健幸都市基本構想（案）について ・伊達市第2次健幸都市基本計画（案）について
令和5年2月8日	第4回伊達市健幸なまちづくり協議会 ・伊達市第2次健幸都市基本構想・基本計画（案）について

(3)パブリック・コメントの実施

本計画内容について、パブリック・コメント制度に基づき、広く市民の方からのご意見を募集しました。

- 件名 伊達市第2次健幸都市基本構想（案）について
- 意見募集期間 令和4年12月19日～令和5年1月13日
- 周知方法 伊達市ホームページに募集掲載
- 閲覧場所
 - ・健康福祉部健幸都市づくり課
 - ・各総合支所地域総務窓口（保原総合支所を除く）
 - ・伊達市ホームページ
- 意見提出者数 2名
- 意見件数 11件

(4)伊達市議会による議決

年月日	会議名・内容等
令和5年3月6日 令和5年3月13日	伊達市第2次健幸都市基本構想審査特別委員会 ・伊達市第2次健幸都市基本構想の審議
令和5年3月14日	3月定例会議 ・伊達市第2次健幸都市基本構想の議決

2 用語の説明

ア行

■阿武隈急行サイクルトレイン

自転車を輪行バックなどに入れることなく、列車内に持ち込んで、そのまま目的の駅まで行くことができる列車。

■いきいきウォーキング

健康運動指導士による正しいウォーキングの方法（フォームなど）を学びながら、季節に合わせたコースで楽しく市内を歩く事業。

■イメージハンプ

道路で、舗装の色や材料を一部分だけ変え、凹凸があるように見せかけたもの。ドライバーに注意をうながし、車両の速度を落とさせるために設ける。

■SDGs(エスディーゼズ)

持続可能な開発目標（SDGs）とは、国連の持続可能な開発のための国際目標であり、17 のグローバル目標と 169 のターゲット（達成基準）からなる。

【17 のグローバル目標】

- ①貧困をなくそう ②飢餓をゼロに ③すべての人に健康と福祉を
- ④質の高い教育をみんなに ⑤ジェンダー平等を実現しよう
- ⑥安全な水とトイレを世界中に ⑦エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- ⑧働きがいも経済成長も ⑨産業と技術革新の基盤をつくろう
- ⑩人や国の不平等をなくそう ⑪住み続けられるまちづくりを
- ⑫つくる責任つかう責任 ⑬気候変動に具体的な対策を ⑭海の豊かさを守ろう
- ⑮陸の豊かさを守ろう ⑯平和と公正をすべての人に
- ⑰パートナーシップで目標を達成しよう

■親子で楽しむ読み聞かせ事業

1 歳～3 歳になる子どもに、自分の名前や言葉の成長段階、好きなもの等を反映させた、世界で一つだけの自分だけの絵本「パーソナル知育絵本」をプレゼントし、親子で絵本の読み聞かせをすることで、親子のコミュニケーションの増加や、子どもの想像力・表現力の向上、豊かな感情の醸成を図ることを目的とした事業。

力行

■通いの場

地域の住民同士が気軽に集い、一緒に内容を企画し、ふれあいを通して「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる場所。地域の介護予防の拠点となる場所でもある。

■元気づくり会

身近にある集会所等に週2回集まり、90分の運動活動を続けながら、交流による心身の健康を維持・増進のための通いの場。活動の主な内容は、準備運動・整理運動、軽い筋力トレーニング、ストレッチのほか、球技、ウォーキング、リズム体操等。

■元気リーダー

元気づくり会に継続して参加し、家族や周りの方に元気を繋ぎ、広げていく、伊達市全体の健幸づくりを推進している市民。

■健康運動指導士

保健医療関係者と連携しつつ安全で効果的な運動を実施するための運動プログラム作成及び実践指導計画の調整等を行う役割を担う者。

■健幸拠点

健幸都市推進のため、健康づくりや交流の拠点となる施設。既存公共施設等を活用し、市民主体で管理運営される。

■健幸クラブ Fine

生活習慣病や介護予防、生活の質の向上を目的に市内5か所で実施している通所型の運動事業。主にマシンを使用した筋トレや有酸素運動により、参加者の目的や体力に合わせたタイプの違う教室を実施。

■健康事業所宣言

事業所が健康づくりを推進するため「健康経営」に取り組むことを保険者に対して宣言すること。認定されると保険者から健康づくりのための支援を受けることができる。

■健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

■健康づくり推進員

各行政区からの推薦を受けて、市が実施する健康づくりに係る研修会に参加する市民。当該参加者自身はもとより、その家族、ひいては地域住民の健康づくりを図ることを目的としている。

■健康2次被害

外出の自粛により人々の身体活動の機会が減少した結果、筋肉量の低下や基礎疾患の悪化、認知機能の低下等を引き起こすこと。

■健幸ポイント事業

本市に住民登録がある40歳以上の方を対象に、市民の健康づくりや運動への取り組みと継続を促すことを目的とした取組。参加者の日々の歩数や体組成データ及び対象事業への参加や健診（検診）の受診に対してポイントを付与し、累計ポイントに応じて賞品（地域商品券等）と交換することができる。令和2年9月に終了し、10月から「だてな健幸ポイント事業」としてリニューアルした。

■高齢者配食サービス

65歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の方や、日中高齢者のみの世帯で調理が困難な65歳以上の高齢者の方を対象に、日々の健康維持と安否確認を行うため、昼食時に安心安全な食材を使った弁当を配達するサービス。

■高齢者見守りネットワーク

高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、民間事業所・団体・機関等と協定を締結し、多くの方々に見守りの目を持っていただき、日常のさりげない見守り体制を構築すること。

サ行

■自治体DX(デジタル・トランスフォーメーション)

住民に身近な行政を担う自治体が、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性や行政サービスを向上させていくこと。

■自分手帳

東日本大震災後に、福島県の子どもの体力低下と肥満傾向が深刻化した問題を解消すべく、生涯にわたる健康への基盤を学童期から確立するために発足された「ふくしまっ子体力向上総合プロジェクト」の一環であり、健康診断等結果や体力・運動能力調査結果、食習慣調査結果等を一元管理できる手帳。

■市民活動支援センター

市民活動団体や地域団体、ボランティア団体、NPO法人など、さまざまな分野で活動している市民・団体等を支援する拠点施設。

■生涯学習ボランティアセンター

市民の生涯学習、青少年の体験活動、ボランティア活動等の推進に関して、情報収集・情報提供及び相談等を行う拠点施設。

■スクールコミュニティ

子どもの縁を通して地域と学校をつなぎ、地域全体の教育力の向上と小学校を核とした地域コミュニティの形成を目指すもの。

■生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

■総合型地域スポーツクラブ

身近な地域でスポーツ活動を通し、市民だれもが心身の健康増進をめざすとともに、スポーツ活動を通して、元気で明るい地域づくりに貢献するため令和4年度に設立したスポーツクラブ。

夕行

■伊達市版ネウボラ事業

親子の担当のネウボラ保健師が中心となり、妊婦期から就学前までの子育てを切れ目なく継続的に支援していく事業。ネウボラとはフィンランド語で「アドバイスの場」を意味し、子育てをサポートする仕組みのこと。

■だてな健幸ポイント事業

市民の健康づくりや運動への取り組みと継続を促すことを目的とした「健幸ポイント事業」を引き継ぎ、福島県「ふくしま健民パスポート事業」と連携し、令和2年10月から開始した取組。参加対象を18歳以上の伊達市民に拡大し、アプリ（ふくしま健民アプリ）か記入台紙で参加することができ、毎日の歩数や健康づくりでポイントを貯めて様々な特典を受けることができる。

■だてマルシェ事業

各地域の商店街でマルシェ（市場）を開催し、買い物、イベント参加、生産者・出店者・家族や若い世代層同士の様々な交流を楽しみながら、商店街の魅力を発信していくことにより、歩きたくなるまちづくりと地域の賑わい創出を図る事業。

■地域自治組織

本市の一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織のこと。地域内の町内会・子供会・NPO・ボランティア団体等によって構成され、自分達の地域を自分達で良くしていこうと活動する団体。

■地域包括支援センター

地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設置され、主任ケアマネジャーや保健師、社会福祉士などが中心となって、地域で暮らす高齢者の健康や生活、介護、福祉、医療などを総合的に支援し、相談に応じることのできる場。

■チャレンジデー

日常的なスポーツの習慣化に向けたきっかけづくりやスポーツによる健康づくり、地域の活性化などを目的とした住民総参加型スポーツイベント。毎年5月の最終水曜日に全国で一斉に開催され、15分以上継続して運動やスポーツを行った住民の参加率を自治体間で競い合うもの。

■超高齢社会

WHO（世界保健機関）と国連の定義に基づき、65歳以上の人口（老年人口）が総人口（年齢不詳を除く）に占める割合（高齢化率）が21%超の社会のこと。

なお、65歳以上人口の割合が7%超で「高齢化社会」、同割合が14%超で「高齢社会」という。

■デマンド交通

バスや電車などのようにあらかじめ決まった時間帯に決まった停留所を回るのはなく、予約を入れて指定された時間に指定された場所へ送迎する交通サービス。

■特定健康診査

日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの人を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行う健診。

国で定められた1年に1回の健康診断で、血液検査と尿検査を中心とした健診を行い、糖尿病・高血圧症をはじめとする生活習慣病の兆候や、リスクを詳しく調べるもの。

■特定保健指導

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して、専門のスタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すためのサポート。

生活習慣病の発症前の段階である内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）と、その予備群に該当した方に対して、保健師や管理栄養士などが生活習慣を見直すサポートをすること。

八行

■福島県版健康データベース

福島県が県立医大健康増進センターと連携しながら、健診・医療・介護の健康データを匿名化して収集し、福島県版健康データベースとして一元管理することで、健康づくり施策に活用しているもの。

■ブックスタート事業

お子さんとお父さん・お母さんが絵本を介して向き合い、言葉と心を通わせる時間をつくるきっかけづくりとして、絵本等を贈る取組。

■ふれあいいきいきサロン

身近な地域で住民の方々が協力し合い、福祉コミュニティを基本として活動する支え合いの場であり、仲間づくりの場。

■フレイル

日本老年医学会が2014年に提唱した概念。高齢になるにつれて、筋力や心身の活力が低下していく状態のこと。自立した生活が出来なくなる危険性が高い状態で、多くの人が「フレイル（虚弱）」の段階を経て「要介護状態」になるといわれている。適切な治療や予防により、生活機能の維持向上が可能な状態。

■ポケットパーク

歩行者が休憩、または近隣住民が交流するための空間で、道路もしくは道路沿いに設けられた小さい広場のこと。「ベストポケットパーク」の略で、ベスト（チョッキ）のポケット程度の小さい公園という意味。

■ボランティアセンター

ボランティア活動をしたい方とボランティアに来てほしい方をつなげるためのボランティア活動に関する情報の提供や相談等の窓口。

マ行

■政宗ダテニクル

伊達市が、アニメを通じ伊達氏発祥の地であることを広くPRするため、アニメ制作会社福島ガイナックスとともに制作したアニメ。17代伊達政宗と政宗を支える歴代の当主たちが繰りなす戦国青春物語。

アニメはY o u T u b e（右記QRコードが「政宗ダテニクル」公式チャンネル）で視聴可能。



ラ行

■レセプトデータ

診療報酬明細書の通称で、保険医療機関が患者の傷病名と行った医療行為の詳細をその個々の請求額とともに審査支払機関を通して保険者に請求する情報。

3 伊達市健幸都市基本条例

(平成 25 年 6 月 27 日施行条例第 17 号)

住み慣れた地域で、健やかで幸せに暮らし続けること。それが、私たち伊達市民の願いです。

近年、少子高齢社会・人口減社会の進行により、私たちを取り巻く環境は大きく変化してきました。

そのような状況においては、私たちが健康であり続けることが非常に重要であり、伊達市においても健康に関する様々な取組を行ってきました。

健康は、一人ひとりの取組による成果であり、歩くことを基本とするたゆまぬ努力によるものです。そして、健康であり続けることは、個人としての幸せであるとともに、これからの社会を支えるための大きな力となりうるものです。

そのためには、今まで以上に、市民、地域、市がともに協働して、地域社会全体の取組として施策を構築し、推進していかなければなりません。

また、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、私たちの生活は様々な影響を受け、その事故の放射能による健康不安の解消に向け、安全・安心の確保と心身の健康保持のための取組も進めなければなりません。

そこで、私たちは、健やかで幸せに暮らし続けたいという、私たちの願いを「健幸」として表し、その「健幸」に基づき、これからのまちづくりをおこなうために、基本理念を明らかにします。また、地域社会全体が協働し施策に取り組み、先人から受け継がれたこのまちを、これまで以上に住みよいまちにして次代に引き継ぐために、私たちが健幸であることができるまち「健幸都市」の実現を目指して、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、市民が健康で幸せに生活することができるまちづくりについて、その基本理念を定め、並びに市民、地域コミュニティ、事業者等及び市の役割を明らかにし、「健幸都市」を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 「健幸」とは、市民が健康で幸せに生活することのできる状態をいう。

- (2) 「市民」とは、市内に住所を有する者又は市外に住所を有する者で市内の事業所に勤務するもの若しくは市内の学校に通学するものをいう。
- (3) 「地域コミュニティ」とは、市内の行政区、自治会、町内会等の地域に根ざした組織をいう。
- (4) 「事業者等」とは、市内に住所を有する事業所及び市内で活動するNPO等の団体をいう。

(基本理念)

第3条 健幸なまちづくりは、市民、地域コミュニティ、事業者等及び市が、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 健康でいることは本人や家族のみの幸せにとどまらず社会全体への貢献であるという認識のもと取り組むものとする。
- (2) お互いに心を通わせ、絆を深めながら、協働して取り組むものとする。
- (3) 放射能に関する正しい知識と理解を深め、より一層の安全・安心の確保と市民の心身の健康の保持に向けて取り組むものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に基づく健幸なまちづくりについて、市が実施する施策について理解と関心を深め、自ら主体的に取り組むよう努めるものとする。

(地域コミュニティの役割)

第5条 地域コミュニティは、基本理念に基づく健幸なまちづくりについての理解と関心を深め、それぞれの地域の特色を生かして取り組み、市が実施する施策についても協力するよう努めるものとする。

(事業者等の役割)

第6条 事業者等は、基本理念に基づく健幸なまちづくりについての理解と関心を深め、自ら積極的に取り組み、市が実施する施策についても協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第7条 市は、基本理念に基づき、健幸なまちづくりを推進するために必要な施策を講じるものとする。

2 市は、前項の施策の立案及び実施に当たっては、総合的に施策を推進するものとする。

（他機関との連携）

第8条 市は、国及び県その他の地方公共団体並びに関連する研究機関等と連携し、健幸なまちづくりを推進するものとする。

（計画の策定等）

第9条 市は、健幸なまちづくりに関する施策を計画的に推進するために、基本計画を策定するものとする。

2 市は、前項の基本計画を策定するときは、市民、地域コミュニティ及び事業者等の意見を十分に反映するよう努めるものとする。

（計画の基本方針）

第10条 前条の基本計画は、基本理念及び次に掲げる基本方針に基づき策定するものとする。

- (1) 「健康づくり」 疾病の予防を重視し、全ての市民が自分に合った健康づくりへ取り組むことができる環境を整えること。
- (2) 「暮らしづくり」 これまで自動車に過度に依存した環境から、健幸を意識した、自然と歩きたくなるまちへの転換を図るための環境整備等を行うこと。
- (3) 「ひとづくり」 市民の健幸に対する意識の醸成並びに次世代を担う青少年育成及び健康づくりを担う人材育成を行うこと。

（健幸なまちづくり協議会）

第11条 健幸なまちづくりを円滑に推進するため、健幸なまちづくり協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

2 協議会では、健幸なまちづくりのあり方、施策その他健幸なまちづくりに関する協議を行うものとする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊達市第2次健幸都市基本構想・基本計画

令和5年3月

発行／伊達市

編集／伊達市 健康福祉部 健幸都市づくり課

〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地

TEL：024-575-1146

FAX：024-576-3741

<https://www.city.fukushima-date.lg.jp/>